

内部質保証の方針

慶應義塾（以下、「義塾」という。）は、内部質保証の方針を以下のとおり定める。

1. 基本的な考え方

- ・ 教育・研究・医療・管理運営等に関する点検・評価を実施し、その結果に基づく改善に向けた取組みを継続的に行う。このことにより、義塾の教育研究の質保証および教育研究水準の向上を図るとともに、教育研究機関としての社会的使命を達成する。
- ・ 点検・評価の結果を公表することにより、義塾の社会に対する説明責任を果たすとともに、社会的信頼の向上を図る。

2. 組織体制・手続

- ・ 義塾における内部質保証の推進組織は、慶應義塾点検・評価規程第3条に掲げる点検・評価委員会とする。点検・評価委員会は、義塾の点検・評価の結果を塾長に報告し、塾長は、改善が必要と思われる事項について、当該部門の長（以下、「部門長」という。）に改善を求める。部門長は改善を求められた事項について、必要な改善を図る一連の過程を通して、全塾における内部質保証を推進する。
- ・ 義塾における点検・評価の専門的作業は、点検・評価委員会の下に設ける、慶應義塾点検・評価規程第10条の点検・評価専門委員会（以下、「専門委員会」という。）が行う。専門委員会では、分野ごとの自己点検・評価結果を全塾的観点から点検・評価し、その妥当性等の検証を行い、その結果を反映した点検・評価報告書を点検・評価委員会に報告する。
- ・ 義塾が行う点検・評価の結果の客観性および妥当性を担保するための外部評価は、慶應義塾点検・評価規程第11条の外部評価委員会が行う。外部評価委員会は、義塾が推進する取組みについて、その進捗および成果の確認を行うとともに、内部質保証の有効性に関する事項等を確認し、その結果を点検・評価委員会へ報告する。
- ・ 部門長は、各組織が推進する取組みに関する点検・評価を実施し、その結果を取りまとめ、専門委員会に報告する。また、点検・評価の結果および塾長から改善を求められた事項について、必要な改善を図る。